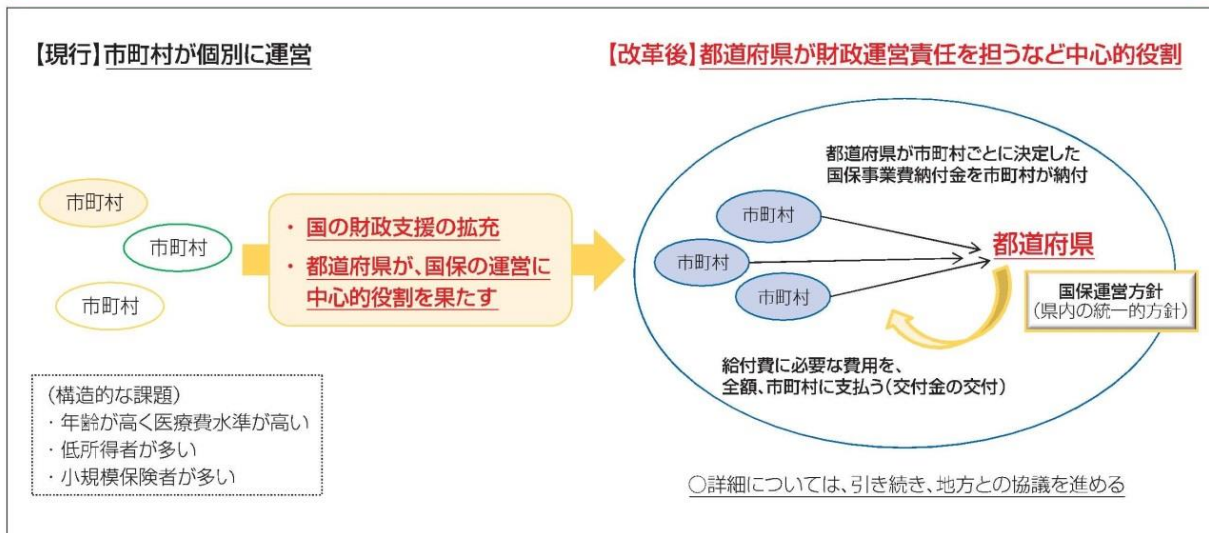


- 平成30年度からは、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等において中心的な役割を担うこととなります。また市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととなります。

## 国民健康保険の運営の在り方の見直し(イメージ)



出典：厚生労働省資料(抜粋)

## 改革後の国保の運営の在り方について(都道府県と市町村のそれぞれの役割)

改革の方向性		
1. 運営の在り方 (総論)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都道府県が、当該都道府県内の市町村とともに、国保の運営を担う</li> <li>○都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化</li> <li>○都道府県が、都道府県内の<u>統一な運営方針としての国保運営方針を示し</u>、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進</li> </ul>	
	都道府県の主な役割	市町村の主な役割
2. 財政運営	<b>財政運営の責任主体</b> ・市町村ごとの国保事業費納付金を決定 ・財政安定化基金の設置・運営	・国保事業費納付金を都道府県に納付
3. 資格管理	国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進 ※4.と5.も同様	・地域住民と身近な関係の中、資格を管理 <b>(被保険者証等の発行)</b>
4. 保険料の決定 賦課・徴収	標準的な算定方法等により、市町村ごとの <b>標準保険料率を算定・公表</b>	・標準保険料率等を参考に保険料率を決定 ・個々の事情に応じた賦課・徴収
5. 保険給付	・ <b>給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払い</b> ・市町村が行った保険給付の点検	・保険給付の決定 ・個々の事情に応じた窓口負担減免等
6. 保健事業	市町村に対し、必要な助言・支援	・被保険者の特性に応じた <b>きめ細かい保健事業</b> を実施 (データヘルス事業等)

出典：厚生労働省資料

- これらの制度改革を円滑に実施するため、国保中央会および都道府県国保連合会は、厚生労働省の委託により、国保保険者標準事務処理システムを開発し、保険者における事務処理の支援を行うこととしています。